

障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の一部を改正する条例（案）に対する意見及び検討結果について（概要）

小金井市市民参加条例（平成15年条例第27号）第15条による「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の一部を改正する条例（案）」に対する市民の提言制度（パブリックコメント）の実施結果について、下記のとおり公表します。

なお、お寄せいただいた御意見と検討結果については、小金井市ホームページに掲載して公表するほか、自立生活支援課（市役所第二庁舎2階）、広報秘書課広聴係（同庁舎1階）、情報公開コーナー（同庁舎6階）、公民館各館、婦人会館、総合体育館、図書館（本館）、保健センター、東小金井駅開設記念会館、障害者福祉センター、児童発達支援センター及び福祉共同作業所で御覧いただけます。

記

1 施策の名称 障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す
小金井市条例の一部を改正する条例（案）

2 募集期間 令和3年10月1日（金）から令和3年11月1日（月）まで

3 提出方法 窓口持参、郵送、ファクシミリ、電子メール

4 提出状況

(1) 提出人数

区分	窓口持参	郵送	ファクシミリ	電子メール	計
個人	1人	0人	5人	1人	7人
団体	1人	0人	2人	2人	5人
計	2人	0人	7人	3人	12人

(2) 延べ意見数 18件

5 検討結果 別紙1のとおり

6 問合せ先

小金井市福祉保健部自立生活支援課障害福祉係

電話：042-387-9848

FAX：042-384-2524

E-mail：s050299@koganei-shi.jp